

慶雲軒の開創から護国院へ

川 口 高 風

永平寺名古屋別院護国院の開創は、文政三年（一八二〇）八月に万松寺（名古屋市中区大須）二十七世の瑞岡珍牛が老衰にて隠居する願を尾張藩徳川家へ出したところ、御扶持七人分、年々雑用金十五兩を下賜された。八月二十日には大光院（名古屋市中区大須）二十八世の黄泉無著が万松寺へ昇住しており、そのため翌四年（一八二一）に御下屋敷御構内に、尾張藩十代藩主徳川斉朝の御小納戸支配で一字を創建したことに始まる。この一字を慶雲軒と称した。一説には名古屋城西の景雲橋の側にあったものを移転したともいわれるが明確でない。ただ、景雲橋は大正二年に新設された橋のため、名前からの関係はまったく考えられない。

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

正月十三日に出された珍牛の随徒の魯山の書翰によれば、^③

陳ハ去年滞在中ハ毎度御懇意ニ被成下、殊更発錫之砌ハ、御餞別且夜中御送別被下、万々忝奉謝候、……拙生も海陸無異、此地へ着到牛老古仏隠居所へ随侍罷在候。御隠居所も、普請出来逐々二月末ニハ、御移居之筈ニ御座候、唯今之処ハ、暫時之仮居ニ御座候、随分御壮健ニ起居被遊候間、御安意可被成候

とあり、隠居所（慶雲軒）の普請はまもなく完成し、二月末には珍牛が移られる予定であることをいう。五月には、弟子の黙室良要が黄泉無著の退董した大光院の看住となっている。文政十二年（一八二八）迄の九年間務めたが、こ

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

これは大薩祖梁の五十回忌疏による説であり、『藩土名寄』によれば、文政六年三月十一日に看住を隠居しており、二年間であった。しかし、大光院の後住は龍泉寺（境港市小篠津町）二十四世の舜山祖苗で、続いて信州松本全久院の大覚祖童が務めており、その間も看住していたかもしれない。慶雲軒の運営も行ない、戒師に招聘されたり著作の執筆や『正法眼蔵』の講筵にも奔走していたと思われる。

珍牛は翌五年正月、黄泉の『正法眼蔵涉典統紹』の序を撰述し、藩侯より正月祝賀の慶事を行った後、二月初めに四大不調となり、ついに四月十日に端坐して遺偈の「八十年前、一小童、是誰能作レ八旬翁ト、無シ初中後初中後、物外乾坤示ス異同ト」を示し遷化された。遺体は川名山近くの齋場で火葬され、遺骨を万松寺へ納めた。そして五月十日には本葬が行われ、大光院より万松寺に行列した。その葬儀は前代未聞と称される程立派で、尾張藩による国葬であったといわれる。その行列次第を描いた絵巻物による行列の随喜者などをあげてみると、以下のようなになる。

万松二十七世瑞岡珍牛大和尚
文政五年壬午四月十日辰刻示寂
同五月十日葬式行列次第

先僧 万松寺方丈

挑燈二 同行

焼香

永林方丈
泰増方丈

挑燈二 同行

洒水

玉泉方丈
乗円方丈

赤幡四流 同行

寺社方役人

散華

禅智具寿
香積方丈

威音方丈
祥雲方丈

箱二 二人

維那

祥雲方丈

徒士 五人

手磬

戒円上座
真龍上座

花籠二 同行

白幡四流 同行

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

梅峯上座

諦観上座

昇龍上座

道賢上座

惠宗上座

仙翁上座

自三上座

正宗上座

縁三師孫

惠沢沙弥

宜淳小子

曇慶師孫

英宗上座

天樹上座

玉泉上座

東紋上座

同判

法屋上座

同判

默龍上座

手巾

忍鷹上座

淨瓶

活英具寿

宝印

大愚上座

念珠

仙顔上座

法鉢

温住上座

法衣

弘道師孫

坐具

智恭上座

法服

活宗上座

語録

良淳上座

同判

提爐二 石城上座

眠牛上座

華籠二 同行

堅傘 一人

法脉 龍泰方丈

順心侍者

德宣侍者

尊牌 当方丈

成円請客

剛山侍者

侍士 六人 同行

大方小子

桃嶺小子 昆山小子

素玄方丈 覚源師孫

龍沢方丈 実践師孫

大松方丈 亮禪師孫

大慈方丈 亮璘小子

正武方丈

靈龕

法蓋 豊洲首座

哲拳首座

泰瑞力生

拄杖 前智勝方丈

法炬 默伝小子

如意 惠韻首座

扨子 来応法姪

竹篋 祖関上座

錫杖 蓮泉方丈

履 大心法橋

輿台 二人

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

なお、乗炬師は万松寺の黄泉無著であつた。

慶雲軒の後席は、大光院の監寺を務めていた黙室良要が
継いで二世となつた。黙室は、文政六年（一八二三）四月
に素玄寺（高山市天性寺町）十八世の南溟得州から江湖会
の戒師に請された。黙室は得洲の師兄にあたり、三月三十
日に素玄寺へ着いた。四月二日には、大衆とともに托鉢に
回り、制中では『観音経』を講釈している。五月六日より
授戒会が修行されており、十五日に尾張へ帰つた。同八年
（一八二五）二月から八月まで慶雲軒で『正法眼蔵』を提
唱しており、満講日には

放^{シテ}過^{シテ}仏祖頂門^ノ眼、却^テ著^ニ泥団^ニ発^ス毫光^ヲ、弃^ハ道職^ト由^ニ
般若^ノ現^ル公案^ノ親体^ニ顆珠^ヲ、商^ル重雲堂裏^ニ心是^レ仏、洗^ハ淨々^ト
尽^{シテ}得^ル髓^ヲ、谿^ノ声^ノ瀟灑^{シテ}惡^シ莫^ク作^ス、有^レ時^ニ裁^成袈裟^ノ章、伝^ハ
衣^ヲ展^キ開^キ山水^ノ美、依^テ宗^ノ礼^ニ嗣^ノ書^ノ如^レ琅^ノ、更^ニ転^ニ法^ノ華^ニ心不^レ
得^ル、後^ニ心^ノ潤^ビ古鏡^ノ量^ノ看^ル経、仏性^ノ之^レ行^ハ仏、仏教^ノ神通^ノ大悟^ト
彰^ル、坐^シ禅^ノ箴^ノ徹^レ向上^ノ事、恁^テ麼^ノ行^ヲ持^テ海^ノ印^ノ光、授^テ記^シ観^ル音^ノ及^テ羅^ノ
漢^ノ、柏^ノ樹^ノ誰^カ知^ラ光明^ノ良、身^ノ心^ノ学^ノ道^ノ夢^ノ中^ノ夢、道^ノ得^ル画^ノ餅^ノ全^ク
機^ノ忘^ル、月^ノ与^テ空^ノ花^ノ心^ノ古^ノ仏、四^ノ撰^ノ冥^ノ会^ノ葛^ノ藤^ノ僵^ル、三^ノ界^ノ唯^ニ
心^ノ々^ノ説^ク性^ト、仏^ノ道^ノ要^ノ到^ル実^ノ相^ノ郷、密^ノ語^ノ仏^ノ経^ノ無^ク情^ノ執^ル法^ノ性

為^ル陀羅尼^ノ蔵^ト洗面^ノ鑑^ノ照^ル面^々々^ノ授^テ、坐^シ禅^ノ儀^ノ入^ル梅^ノ華^ノ芳^ニ十^ニ
方^ノ見^ル仏^ノ遍^ル参^ル力^ヲ、眼^ノ睛^ノ活^ク出^ル説^ク家^ノ常^ノ龍^ノ吟^ル春^ノ秋^ノ西^ノ来^ノ意^ヲ、
優^ニ曇^ノ華^ノ散^ル無^ク上^ノ場^ト、發^テ菩^ノ提^ノ心^ノ二^ノ利^ノ極^ト、如^レ来^ノ全^ク身^ノ露^ノ堂^々々^ノ、
三^ノ味^ノ王^ト与^テ菩^ノ提^ノ法^ノ法^ノ輪^ノ転^ル、処^ニ自^ノ証^シ強^ク、大^ノ修^ノ行^ノ時^ノ虚^ノ空^ト
碎^ク、鉢^ノ盂^ト托^テ出^ル安^ノ居^ノ粮^ヲ、他^ノ心^ノ通^ル現^ル王^ノ索^ノ四^ノ、示^テ庫^ノ院^ノ令^ニ出^ル
家^ト、当^ニ三^ノ時^ノ業^ノ借^テ四^ノ馬^ノ駄^ト、出^テ家^ノ功^ノ德^ノ供^テ諸^ノ仏^ノ一^ノ歸^ル依^ル三^ノ
宝^ノ信^ノ因^ノ果^ト、四^ノ禅^ノ比^ノ丘^ノ葱^ノ過^ル殃^ヲ、唯^ニ仏^ノ与^テ仏^ノ尽^ル生^ノ死^ノ道^ノ心^ノ受^ル
戒^ノ綿^ノ蜜^ノ行^ヲ、八^ノ大^ノ人^ノ覺^レ別^ノ無^ク覺^ル、九^ノ十^ノ五^ノ品^ノ親^ノ提^ノ綱^ヲ、諸^ノ天^ノ
龍^ノ護^レ人^ノ安^レ法^ヲ、魔^ノ波^ノ旬^ノ魂^ノ飛^ル胆^ノ喪^ル、脱^テ粟^ノ淡^ノ菴^ノ各^ノ自^ノ喫^ル、心^ノ
肝^ノ铸^ス成^ス折^ス脚^ノ鐺^ト、

文政八酉二月至三月、説^シ正^ノ法^ノ眼^ノ蔵^ノ全^ノ部^ト、祖^ノ忌^ノ正^ト
当^ニ満^ノ講^ス、日^ノ扱^テ自^ノ恣^ニ、綴^リ野^ノ辞^ヲ拈^テ香^ノ宣^シ揚^シ、以^テ酬^ル法^ノ
乳^ノ之^レ慈^ノ恩^ト、且^ニ為^テ親^ノ参^ノ之^レ学^ノ徒^ト、尾^ノ之^レ慶^ノ雲^ノ阿^ノ蘭^ノ若^ノ遠^ノ孫^ノ小^ト
比^レ丘^ノ黙^ノ室^ノ謹^テ拜^ス書^ト、

と満講の頌を述べている。

同十一年（一八二八）には普門寺（北名古屋西之保）
の法地開山に請されており、十二月には三王堂（山王堂）
（縦二間、横二間三尺）を創立し本尊薬師如来を祀つた。
これは従来あつた山王社に合祀したものと思われ、黙室が

建てた山王堂は、徳川宗春卿の怨念を慰めるためのもので観音像を安置したといわれている。

天保元年（一八三〇）十一月、永平寺五十七世載庵禹隣は尾張国へ道元禅師の行状を知ってもらうことと祖規の準行をしようとした。そのため、尾張藩侯の帰依を受けていた黙室を第一の教導師に依頼している。それは、次の口上書に

奉願口上書

憑 御由緒中望候儀者、日域数万之末派江高祖之規則雖為教諭手広事故未熟僧侶多分可有之乎、然者、檀家く之教導も自然等閑可相成且宗掟違背之儀等於在之者 東照神君 御条目茂差嫌是者国主領主江御苦劳相掛候而者宗門之瑕瑾歎ケ敷、依之追々教導師巡国為致教諭候、然中尾張之国者依為御分国蒙御威光幸其御国慶雲軒黙室を御国内為教導師巡回為致度候処、殊御問柄も被為在候得者尾陽於御国御隨喜 御言葉懸被成下候ハハ弥規則教諭茂中全奉存候、此段御願伝被下候様奉希候、以上

庚寅

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

十一月

永平寺

禹隣 花押

近衛殿

諸太夫 御中

とあることから明らかで、禹隣は一般庶民にまで普ねく教諭しようとしたのである。尾張の古規則準行については、すでに文政二年（一八一九）に万松寺の珍牛と大光院の黄泉が尾張藩侯へ訴願して許可されており、次の口上書には、

奉願口上書

御治世而難有御事者以 御条目諸宗宗掟被 仰出候付諸寺院而者、其旨を相守檀家くを教導化益仕候儀者何宗而も同様之事御座候、殊我宗門而者、去元和元年乙 七月從 東照神君以 御朱印当寺江被為下置候御条目之内日本曹洞下之末流如先規可守当寺之家訓と被仰渡候間、末流之諸寺院而者教化之序 高祖之規則行状等ハ兼而且家々江教導可任筈之儀者顯然之事御座候処、余多之内者未熟之もの之在之教諭不行届多々有之候旨間相見得一宗之且越而高祖之行状等篇と相弁居

在候者稀外無之歎ケ敷事奉存候、昔日当山十四世建擲儀為檀信、高祖之行狀致著述即建擲記と号し昔し方開板相成候得共檀越迄今以手広弘通不相成、其後若州空印寺面山右建擲記江補註差加致改板候得共是以存外在家等迄行届兼候付於当寺先任共久々之間歎ケ敷奉存候処、去ル享和之度、高祖五百五拾回忌之節、濃州龍泰寺珍牛、仙台輪王寺大賢等前段之趣一同歎息仕示談之上、建擲記絵入仕候ハハ自然辺邦之檀越也弘通之便リニ可然と評議仕絵入取計則建擲記図絵と号し製本流布仕候得共、兎角漢文故歎辺隔之地迄行届兼候付、珍牛儀其後尾州万松寺任職中建擲記和語釈し絵入之折本仕立、高祖行狀記と号し又は再板仕候処平加なゆへ歎辺隅田舎之愚夫愚婦ニても拝覽に手安く御座候間、追々格別、高祖之行狀相弁居在候もの之候儀者、偏珍牛丹誠故之儀と大慶仕候得共、前書申上候通諸寺院之内未熟之者在之教化行届兼候間、自然辺隅之地者勿論縱令中国筋候共規則行狀等篤と相弁教導仕候もの稀外無御座候間、一宗之且越而御行狀心得罷在候もの十ヶ一茂有之間歎候、建擲儀先年御行狀記著述仕已四百

年相及其後有志もの等交々珍牛迄手を尽し心配を碎候得とも是迄存分弘通不相成候之間、此末迎も捨置候ハハ最早弘通之時節無覺束重々悲歎仕候、依而御由緒付格別之御仁慈を以何卒御殿江御因被為在候諸侯方江追々御伝達被下、其領主々々方領分中一宗之諸寺院江通達有之追々、高祖之規則行狀等弘通仕度候、然共諸末派之儀者列国数万之寺数て手広之事御座候間、早急者若統教諭も行届中間歎候間、先以尾州御領分一派之檀越中江教導仕度候、右教導仕候者一宗之諸寺院江最寄を以教導師廻寺為仕致教化候、尾州之儀者扶桑第一之中国殊余国と違御分国之儀而御威光格別之事御座候間、教諭之風規余国江も自然推移弘通之因縁急度列国迄相整可申と奉存候、右御領分教導之師者幸其御城下慶雲軒黙室江相任申度候、同令教導而高祖之規則行狀等於諸寺院も相弁し追々且家々々之教化行届候様為仕度之間、前書之趣何其御役筋江御声懸被成下御間届相成様奉願上候、今般如是奉願候儀者全御由緒筋を以奉歎願候儀在之、且又釈尊佛法ハ国王大臣有力之檀那附属被説置候得者、若国本朝共往古ハ国王大臣

之外護而弘通仕来候儀者、偏難有御治世と奉存候、依而前面如願御聞届被成下候ハハ明春ハ早速廻寺教導為仕度候間、幾重丹茂如願相整様御哲明之程只管奉願候、以上

庚寅十一月

永平寺⁽⁹⁾

とあり、さらに詳細に祖規の準行を願っている。

翌二年（一八三二）二月には『放生文』（東武保善寺蔵版）の跋を

夫濟生者。仏家之専務也。是以有放生文。行于世者数本矣。熟閱之不勝流水長者品耳。頃者東武龍峯主普山和上。□ニ封書告レ予云。山僧宿債難遣衰年多病。亦何異於彼涸魚。我聞仏以慈悲為體。故云以不殺生為菩薩戒第一。則。度生之行復以放生為先明矣。謹欲依聖則折衷其要。而以便中于行修。伏請訂正焉。予感其悲心。故添減一。以償其責。蓋以拔彼業。滿此施度。二利之蓋其在茲乎。

天保二歲次辛卯

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

仲春波羅蜜吉辰

仏子黙室和南誌

と記している。さらに翌三年（一八三三）春には、「名府慶雲精舎蔵版」として『西国三十三所縁起略集』の序を

三世十方の諸仏の御誓さばかり、とりくにおはしますなかに、とりわき末世の衆生に契深く物し給は、觀自在薩埵になむおはしましける。されは此大悲者をあかし奉れるところ、国く里く何の寺くれの院かすしらす。おほかるをことにやにとなくおはします三十三所の靈刹は、むかし花山のみかとの御遁世ののち、仏眼上人のすゝめ聞え給ひしまゝに、忝く御みつからをかみめくませたまひし聖跡也。抑大悲薩埵の方便無刹不現身なれば、なとか其数をかきり給はむ。されと法華今上に普門示現の御徳をしめして、十九説法を三十三身にちかひたまへは、是によりてそのかすを定め給ひしなるへし。世かはりとぎうつれとも、かしこぎ御りやく、むかしのまゝにおはしまして、高きいやしき順札恭敬し奉る人々、いやましになりゆくうへに、此ふたもゝとせのこなたは、もの海□しつかに関の戸さらぬ御世にしなりぬれば、ひなのなかるもゆきゝの

わつらひなかめるまゝに、われもひととちかた
らひつゝいて、たつわざにはなりぬるなるへし。され
は此ところく縁起ふみとも何くれと数そひ行な
かに、本浄比丘は冥応集をあらはし、松誉は靈驗記、
春鶯は靈場記をえらひて、今はおほつかなきくまも残
らす成ぬれと、猶其ふみともつえらへる人々のこゝろ
くによりておのつから、かたよれる方なきにしもあ
らすこと、ひろきはわつらはしくすかやかやるは、こ
とたらず。好事なるは、えうなきことをもすてつけて
は、はてくはあやしくさへなりもてゆくも有ぬへ
し。いかてあらたに撰ひ出でみる人の信もす、みぬへ
きさ□に物せたかしとせちにいふ人あれば、さりかた
くおもひ立て、まづかの□みともをかうかへわたす
に、猶まぎらはしくて定めかたき事多ければ、こそ
の春さるへき人ひとりこと、更に順礼せさせて所の寺々
の寺誌をもこひいててよみ、又其住僧あるは、その里
の古志のつたへことなとも、ねもころにとひきかせ
て、さてかのふみともひきあはせて信すへき事とも
の限をなむとりわきて撰ひいたせる。されとかす多か

る所々にしあれば、あるはもれ、あるはたかへる事と
もなとかはなからむた、弘誓深如海のたふとき御徳を
あふきて、常願常瞻信の寔たに深くはおのつから菩薩
の大悲に感応道交して能滅諸有苦の歎喜のさかひにも
なとかは、いたつらさらむ。

天保三年の春のくれつかた老柄某しるす

と記し、翌四年（一八三三）一月には自画像に

幻門虚室自不支持 被兀々礙壞愚悛痴 纏葛藤打窟拈

画餅 充余嫌著狼臭嗣納 且蒙既炙脂帽沈機 前宗後

妙劫外像 □靚家風□佞今時 詠水濯月魂転至移 飢

天保癸巳孟春 要黙室自賛

と賛を記して、五月六日に五十九歳で示寂した。

黙室の晩年について、護国院に所蔵する文書に尾張藩士
の広瀬七左衛門が外護者となつて、予め車道（現在の名古屋
屋市東区車道町）にある別荘を買い、そこで黙室は療養し
て終焉の地とすることにした。しかし、遷化しても、慶雲
軒は公称の寺号でなかつたため、喪を一年間秘密裡にし
た。そこで、得度の弟子の呑溪（大器曇慶）と縁山（即智
縁三）の二人が深夜に棺槨を起して火葬場に送り、茶毘し

たといわれる。¹⁰⁾もう一説は、慶雲軒が尾張藩の祈願所であつたため、黙室は病に罹ると光正院(名古屋市千種区今池)へ移り住み、そこで療養して示寂したともいわれている。

黙室示寂後の慶雲軒は、「金鱗九十九之塵」巻五十一によれば、しばらく無住であつたという。三世円爾大方の住持した確かな年月日は明らかでないが、天保十四年(一八四三)二月一日には、大方が永平寺へ上山して慶雲軒の法地起立を願っている。そのため天保十四年は、確かに大方が住持であることは明らかであるが、明確な年次は明らかでない。大方は天保十二年(一八四一)夏安居のみ龍泰寺(関市下有知)二十九世に就いている。¹¹⁾それは冬結制中の同年一月二十五日(あるいは三月二十三日)に同寺三十八世天外来応が示寂したため、夏制中のみ住持を務め、その後董は弘道弁玉の弟子の印宗正契が四十世に就いた。なお、大方が龍泰寺住持となつた理由は明らかでないが、師兄の弘道弁玉が住持していたことからであろうか。龍泰寺退董後、慶雲軒三世となつた大方は、天保十四年(一八四三)正月二十四日に永平寺へ上山して慶雲軒の法地起立を

願ひ出た。大方は妙高台衣鉢老大和尚(当時の永平寺住持である載庵禹隣)と監院に新歳の挨拶を行っている。また、監院には、別に

謹て内啓、去秋馳二小介一奉願候、弊軒御再興一条に付被仰下候御書面之趣、御国法御聞濟相成候は、早々上山致度旨両三度相達候得共、国君御在府にて万事御伺相成延引申訳も無御座次第、御海容奉願候。猶無本寺之儀急々御問合可申上旨被仰渡候間、態と以飛脚を別紙に御問合申上候通一通之寺院無本寺にて法地成と申儀は決て難行届儀に奉存候得共御分国之思召等者別段之儀に付、御本山において何卒御取計方之御模様も可有御座哉、万一右之通思召に付て者別段之御取計可被成節者結制興行打給上納并宗掟御触通辞等者何様之手続に相成候哉。且は無本寺にては関東江之御通達も無之全一国限之一寺之姿にて折角御取建之詮も薄く次第に奉存候、彼是以了簡難決候付別段内々右等之趣も御問合申上候て宜御賢考無御復蔵一委敷御教導被下候様致度候、尤表向御否者別紙書面之主意のみにて御否被下前文小割之儀は全拙僧

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

心得迄別紙に御申越被下候様分て奉願候、氷瀨頓首恭
白

正月廿四日

大方九拜

謹上

監院老大和尚

衣鉢開奏

再白本文申上候通、万一結制興行等相成候共、関東江
之通達無_レ之時者全一国限之一寺に候得者、御本山出
頭之節も平僧寺同様之事にて折角御取建之詮も無_レ之
何卒御賢考之处、無御復藏被_二仰下_一御内意之趣にて別
紙に認役筋え指出御国限に不_二相成_一様仕度愚考御座候
間、此段御含奉_三願上_二候、早々頓首

と、無本寺では法地になることができず、結制も修行でき
ない。また、関三利よりの通達もないところから、早く永
平寺直末にしてほしいと願っている。

それに対し、二月一日には監院より慶雲軒に

御内啓致_二披見_一候、然者御分国之御儀候間、本山にお
ゐては何卒主意相立候様仕度と致_二勸考_一候へ共、何分
本寺付無_レ之関東え之御達無_レ之事にて者全其御国限之

一寺之姿に有_レ之候故、結制興行等之志願在_レ之候ても
無_二本寺_一在_レ之候ては、公儀御停止之宗掟違背相成不
申候間、右様之法式も難_レ整筋に在_レ之候、格別之思召
を以御取建之儀に御座候得者、表向法地に取立数百年
之後迄も貴和尚方之御法にて何分可_二口_一と奉_レ存候、折
角之御取建ても法地成之宗掟法式も難_レ執行、且隠居遷
化等之節にても伽藍相続之式礼何れ方預_二指揮_一候と申
儀無_レ之候て者誠に以残念至極之事御座候、尤本寺付
に御取立被為在候ても、御分国之事に御座候間、寺格
者幾重にも宜敷相成候事に候、且正眼寺配下を抜候て
も宜御座候て、前条申伸候通、御奉行所におゐて御取
用に相成法地起立之思召に御座候は、当方にて幾重に
も御取持可_レ申候間、此段御内啓之貴答迄如_レ斯御座
候、早々不備

永平寺

監院

二月朔日

慶雲軒

方丈

御端書致_二披見_一候、本文に申伸候通、本寺付之上関東
え之御通達在_レ之候様相成候得者、重畳之御儀にて本
山にても本懐に御座候へ共、左も無_レ之振合御国限り
之一寺にても達て無本寺に御取建と申儀に御座候時
者、無是非次第御座候、一ト通り之訳柄にて者本山出
頭之砌も平僧地同様之事に御座候得共、格別之思召に
て御帰依地と申儀に御座候は、御国御奉行所方本山
え御通達之御模様_二に寄、寺格取扱方者可_レ在_レ之哉に存
候得共、結制興行等之御許容者難_二相成_一筋に御座候
間、此段御勘考可_レ被_レ成候、以上

と無本寺では、公儀に認められている宗掟に違背し法式も
整い難く、格別の思いをたて、表向きは法地に取立て、数
百年後迄も貴和尚(円爾大方)の法系で相続すれば良い。
折角の取立てにも法地となる宗掟や法式も行えない。隠
居、遷化、伽藍相統の式礼は何れより指揮されるか。それ
が無いのは残念至極という。もし、本寺があるものと取立
てられても、御分国(尾張)のことだから、正眼寺配下を
こえてもよい。尾張の御奉行所取り用い、法地起立とな
れば、永平寺も取持つと答えている。また、添え状によれ

慶雲軒の開創から護国院へ(川口)

ば、無本寺ならば本山へ出頭の場合は平僧地と同様である
が、格別の思召によつて「御帰依地」となす。しかし、結
制興行などはできないという。なお、正月に、大方は尾張
における平僧地の寺跡再興に無本寺ではあるが一寺取立て
のことを述べており、

尾州御家において平僧地之寺跡御再興之無本寺にて一
寺御取建相成候節、其寺法地成之式者如何之手順に相
成可_レ然哉。尤普通之寺院法地成之儀者、第一本寺之
指揮預り候儀に付、無本寺にて法地成者指当り難_二行
届_一筋に御座候得者、前条御家方思召等を以御取建と
申儀者全別段之事故、右之御主意之付、何卒御本山お
ゐて法地成之式礼為_二御取計_一方之御法則等も可有之
哉、分明難_レ仕候間、右之可否委御報御申越被_レ下候様
致度、右之趣当方寺社御奉行所方御談によつて及_二御
問合_一事候間、其御心得被_レ下度如_レ斯御座候、以上

慶雲軒

大方

正月

二月一日には永平寺監院より大方へ

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

尾州御家において、平僧地之寺跡御再興無本寺にて一寺御取建相成候節、其寺法地成之式如何之手順に相成可_レ然哉、尤普通之寺院法地成之儀者、第一本寺之預_二指揮_一候儀に付、無本寺にて法地成者指当難_二行届筋_一に御座候得共、前条御家方思召等を以御取建と申儀者全別段之事故、右之御主意え付、何卒本山におゐて法地成之式札為取計方之法則等も可有之哉、分明難被成候間、右之可否委御報に申達候様可_レ致旨、右之趣御国寺社御奉行所方貴和尚え御談_二口_一之当山迄前条御問合之趣、致_二承知_一左に及_二御報_一候、延享之度、從_二公儀_一本末御改被_二仰出_一、其後無本寺と申儀者御停止に在之候間、御家思召を以一寺御取建相成候儀者、格別之御趣意に御座候得共、無本寺にて者右御停止に差障可_レ申哉。尤無本寺にて法地成之式如何之手順に相成可_レ然哉之儀者、当山にても先例仕成も無_レ之事にて、何れ之手順に御取計可_レ然と申儀も、差当り難申進候、第一無本寺にて者宗掟法則之指揮に預り候、本寺無_レ之候故伽藍相続に付、法式も難_二相整_一候間、自然平僧地同様之訳に相成可_レ申候、此外御分明に相成候、法則

と申も無_レ之候得共、無本寺にて法地成之式札差支之訳合所段申述候通に御座候間、此段宜御達可_レ被_レ成候、以上

永平寺

監院

二月朔日

尾州

慶雲軒

大方和尚

と、無本寺では法地になれないことの返事が出されてい
る。なお、当時の永平寺は五十七世載庵禹隣が住持であつ
たが、禹隣は天保十五年（一八四四）四月に退董し、翌弘
化二年（一八四五）二月三日に示寂している。十二月八日
には、護国院の大方から本山監院へ

謹て拝啓維時嚴寒に御座候処、恭惟尊老大和尚益御壯
栄被_レ遊_二御座_一珍喜不_レ斜奉_二鶴望_一候、専陳は桜村慈眼
庵之儀、護国院と改号御本山御直末成相濟候に付、当
春御添簡頂戴仕、閑御三利え為_二披露_一代寺龍泉院出府
為_レ致候処、桜村慈眼庵之儀、載帳漏にて披露調兼右

に付、今般尾州御役所より御内意有^レ之候は、慈眼庵之儀往古より無本寺にて支配頭も無^レ之公義載帳にも相曳居候に付、思召を以寺号護国院と御改御本山御末寺に相成、大中寺之支配請候様に被^レ遊度候間、載帳之御差加相候様、尤御本山大中寺えは被^レ仰入候との趣を以公義寺社御奉行所え可^レ被^レ仰立旨、御沙汰有^レ之候に付、若御奉行所より御尋等有^レ之候節は、右之趣、御含置御答被^レ下候様仕度、右に付ては最早尾州御役所より分けて御本山え伝達無^レ御座旨申聞御座候間、此段宜敷奉^レ希上候、先は前条之次第御含置得^レ尊慮^レ度、如^レ斯御座候、氷渕頓首拜白

護国院

大方九拜

十二月八日

御本山

監院大和尚

と桜村の慈眼庵^{〔2〕}を護国院と改号し、本山直末となることと書簡を今春にいただき、関三利へ披露するため代寺の龍泉院（小牧市多気南町）を出府させたが、慈眼庵は載帳にも

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

れているため、披露はできない。そこで尾張藩役所の思召で、寺号を護国院と改め本山直末となり、大中寺の支配下になるようにした。もし公儀や奉行所より尋ねられたならば、このことを承知して対処せよとあっており、その間に載帳に加えることができたと願っている。また、同日、大方が永平寺監院へ出したものにも

謹て奉^レ内啓候、然者先般 禹隣大禪師様、御代御末寺成式礼等御蔭を以、諸事無^レ故障^レ相濟難^レ有奉^レ存候。就^レ夫当四月御添簡を頂戴仕、早速関東下向可^レ致候処、指合其砌方持病之疝癘強指起旅行不^レ行届^レに無^レ余儀^レ□代として春日井郡大気村龍泉院差下於^レ彼地^レ公儀載帳洩等之儀、被^レ仰立^レ方段々御取調申上御大変に付、右等之儀も不^レ行届^レ御延引相成候付、無^レ抛龍泉院儀空敷滞留罷有候処、漸此節御調相整^レ公辺寺社御奉行所え被^レ仰立^レ相成候由、就^レ夫右御奉行所御取扱之御模様^レに寄り御本山え若御尋筋等も可^レ有^レ之哉。難^レ計候間別紙に申上候主意前以宜御達申上置候様被^レ仰渡^レ候に付、右老通相達候間、此段御承知被^レ成下^レ候様仕度、尤御返翰御渡候得は、直様江戸表え

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

相廻候様兼て被_レ仰渡_二候趣有_レ之候間、此段御舍御返
輪御調仰渡成下候様仕度、左候は右御返輪早速彼地え
相廻し諸般相済龍泉院帰着次第、猶又御届申上候様
可_レ仕候、併最早彼是月迫にも及候に付、いつれ同寺
帰差は来陽に至り可申候間、此段も御舍被置候様仕
度、右等ノ趣分ケて御頼得貴意如_レ斯御座候、臨書
競々頓首拜白

十二月八日

大本山

謹上監院老大和尚

侍衣開奏

とあり、先般、禹隣禪師代に末寺となる式礼をすませてい
るといふ。四月に関東へ下向しようとしたところ、持病の
疝癰が起り、旅行ができなくなり、龍泉院を代寺として行
かせ、公儀に載帳もれなどないように申し上げた。公儀も
寺社奉行所も承知し、寺社奉行所の取扱いとなった。代寺
の龍泉院が尾張に帰着後も届け出たが、時間に追われてお
り、このことは来年春になるものと述べている。

大方九拜

そのため十二月十五日には、永平寺監院より護国院方丈
伏て復啓如_二来意_一嚴寒之砌、老座下弥御無異可_レ被_レ成
法務欣喜不_レ斜被_レ存候、当方祖山鎮静御座候間御休慮
可_レ被_レ成候、陳者桜村慈眼庵之儀、護国院と改号、本
山直末成相済候に付、当春関三箇寺への添簡差向候に
付、為_二披露_一代寺龍泉院下向被_レ致候処、右慈眼庵之
儀、載帳漏にて披露調兼右に付、今般其御役所より御
内意有之候には慈眼庵之儀、往古_方無本寺にて支配頭
も無_レ之、公儀御載帳にも相洩居候に付、恩を以寺号
護国院と御改、本山直末に成大中寺之支配請候様被_レ
遊度候間載帳に御差加相成候様、尤本山大中寺えは
被_レ御入_一候との趣を以公儀寺社御奉行所え可_レ被_レ御
立_二御沙汰有_レ之候に付、若御奉行所_方前段御尋有候節
は、右之趣合置御答申候様、被_レ致度段、逸々被_レ申
越_二尚又右に付ては最早其御役所_方前段本山東御達品
無之趣両様共具に致_二承知_一候。前書之次第若御尋も
有_レ之節は可_レ然御答可_レ申候間、左様御承知可_レ被_レ成
候。先以右酬答如_レ斯に御座候、不備

十二月十五日

護国院

方丈

と酬答を承知していることが述べられ、同じく十二月十五日に監院より護国院方丈へ出されたものには、

伏て内啓即辰嚴寒之砌、貴座下弥御清安被_レ成_二御法務_一之由、法幸不_レ斜_二口_一之至に存候、次に祖山鎮靜拙子無為、罷在候間御休意可_レ被_レ下候、陳者桜村慈眼庵之儀護国院と致_二改号_一、当山御先住禹隣禪師御代直末之礼式相済候に付、当春関三箇寺えの添簡差遣し候処、猶又其地より代寺龍泉院を以_三箇寺表え被_レ為_二披露_一候処、右慈眼庵之儀御載帳漏にて披露向相整兼候に付、尾州御役所御内含之趣には慈眼庵之儀、往古も無本寺殊に支配頭も無_レ之是迄立来り候故、公儀御載帳に相洩居候付、御役所之思可を以護国院と改号、本山直末に相成三田宿之支配を請、御載帳えも加入相成候様被_レ為_二成度_一、本山表暨大中寺えも前段兼て被_二仰

慶雲軒の開創から護国院へ（川口）

永平寺

監院

入_二度有之趣を以_一、公儀寺社御奉行所え其御役所より被_二仰立_一候に付、若御奉行所方護国院之儀に付、御尋向筋等有之候節は、右内意之趣、内実合置当方より可然様答可_レ被_レ申之段、且尾州御役所より最早此上は前段御達品も無之趣、御書中之逸将具に致_二承知_一候、若向後御奉行所方本山え御尋向筋等有之候節は、其品により兎角臨機之御答可_レ被_レ申と相心得候間、是又左に御合置可_レ被_レ下_レ候、乍去事は無之方宜敷は無之候間、貴座下にも精々御配慮被_レ成候て、本山表え御奉行所より格別御引合も無_レ之、護国院法地起立速に首尾円成相成候様、御添配慮之程御尤に被_レ存候、先は酬答旁可_レ得_二芳慮_一迄如_レ斯御座候、頓首

大本山

監院

十二月十五日

護国院丈室

とあり、護国院と改号し、禹隣禪師代に直末の礼式をすましており、速やかに法地起立が行われるように配慮されることを述べている。

以上のことから慶雲軒は私邸であり、寺院ではなかった。そのため愛知郡桜村にあった慈眼庵を護国院と改号し、永平寺直末とした。その後、その寺号を布池の慶雲軒に移したが、その後の展開は別稿で考察したい。

注

- (1) 『藩士名寄』の「万松寺」項による。
- (2) 中村昌信「監寺さんと奉安殿」（昭和五十九年六月『奉安殿と門内監寺老師』 奉安殿同参会）一四七頁にいう。しかし、景雲橋は大正二年に新設された橋であることは『名古屋市史』地理編（大正五年三月 名古屋市役所）八一三頁にあげている。
- (3) 関戸元峰『瑞岡珍牛禪師』（大正十年四月 法華寺）十七丁右にある。
- (4) 珍牛の遷化日については資料により四月五日、九日、十日、十二日の説がある。
- (5) 素玄寺よりの拝請や行動は、『高山市史』下巻（昭和二十八年三月 高山市）二九六頁の「素玄寺」による。
- (6) 普門寺の法地開山に勧請されたことは、普門寺に所蔵する記録や『西春村史』（昭和三十四年四月 愛知県西春日井郡西春村）五一〇頁の「普門寺」にあげている。

(7) 名古屋市鶴舞中央図書館蔵の「名古屋市史資料」の『名古屋人物史料』（23）（市十一―一三）六十五丁の「護国院歴代事蹟略」による。

(8)(9) 『永平寺史』（昭和五十七年九月 大本山永平寺）一七四、五頁にあげている。

(10) 前掲註(7)の『名古屋人物史料』（23）にあげられる説である。

(11) 石川力山『美濃國祥雲山龍泰寺史』（昭和五十五年十一月 龍泰寺）一三〇頁。

(12) 桜村の慈眼庵について、寛文中（一六六一―七二）に藩撰された「寛文村々覚書」の「星崎庄桜村」によれば、

一、寺屋敷跡五畝拾歩 備前検除

是は寛永五辰之年迄、慈玄庵と申す寺有之由二候へ共、其後、寺も無之、無住。

とあり、寛永五年（一六二八）まで慈玄庵と称した寺はあったが、その後、寺もなくなり無住という。寺屋敷の跡は五畝拾歩であった。しかし、天保十二年（一八四二）の「尾張国村絵図」の「145桜村」によれば「五畝廿九歩 慈眼庵」とあり、江戸後期には存在していたことがわかる。